

令和3年9月1日

木津町区

区長 駒井 幸夫 様

木津川市まち美化推進課

奈良市環境清美工場の焼却炉の一時停止に伴う臨時的な行政財産
の使用について（お知らせ）

平素は、市環境行政の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、奈良市環境清美工場（奈良市左京五丁目2番地）での焼却処理に伴い発生するばいじん処理物において、最終処分場へ持ち込む際の基準を超えるダイオキシン類が検出されたため、本年8月23日（月）から焼却炉を一時停止し、再発防止のための修繕を実施されています。

現時点において、復旧には1か月以上かかる見込みであり、ごみの受入れ・処理等に支障をきたしていることから、今般、奈良市から本市に対して、下記の内容について、ごみの積み替え場所として使用したい旨の依頼がありましたので協力することといたしました。

なお、奈良市には、ごみ運搬時の安全・衛生管理等を徹底するよう依頼しておりますので、皆様方のご理解のほど、よろしくお願いいたします。

記

- 使用場所：木津川市木津石塚（中央体育館南 旧積替施設）
- 使用期間：令和3年9月1日から令和3年9月30日まで（予定）
- 使用時間：月曜日から金曜日までの9時から16時
- 搬入量：約40トン／日（パッカー車25台程度）
- ごみの種類：奈良市の家庭から排出される可燃系一般廃棄物

【連絡先電話番号】

木津川市まち美化推進課

0774-75-1215

奈良市 環境部 環境清美工場

0742-71-3000

奈良市からの家庭ごみの受入について

1 主な経過について

令和3年8月23日（月） 奈良市ごみ焼却炉の一時停止

8月25日（火） 一次停止等の状況を公表

(別紙「報道リリース資料」参照)

8月27日(金) ごみ受入の打診

8月30日(月) ごみ受入の依頼(200t/日程度のごみを処理できないため、近隣自治体に協力依頼をせざるを得ない状況)

2 行政間協力の概要について

(1) 協力内容

次の2点について、区域外処理に関する行政間協力を行う。

①旧積替え施設（中央体育館裏）の場所提供（木津川市）

40 t/日程度（パッカー車25台程度）をコンテナに積替え、民間処理施設へ運搬し、処理。

106/8 4日 王政時無い

②環境の森センター・きづがわへの一部搬入・処理（木津川市精華町環境施設組合）

4 t /日程度（パッカー車2～3台程度）を受入れ、焼却処理

(2) 受入をするごみの種別

家庭系可燃ごみ（木津川市のごみ分別に準じる。）

(3) 受入の期間

令和3年9月2日（木）から令和3年9月30日（木）（予定）

ただし、受入時間帯については、月曜日から金曜日の午前9時から午後4時
までに限るものとする。 祝祭日除く

祝祭日除く

(4) その他

・9月1日にホームページにて、奈良市のごみの一部を受入れることを周知

搬入11-1 R163 西・東両方から搬入。(※鹿川堤防は通行上。あり)

環境清美工場の焼却炉の一時停止について

市環境清美工場の焼却炉について、下記の状況により現在活動を停止しておりますのでお知らせいたします。

■停止日：8月23日（月）

■復旧見込：未定

■状況：

市環境清美工場では一般廃棄物のごみ処理を実施しておりますが、焼却処理に伴い発生したばいじん処理物について、大阪にあるセンターで最終処分を行っております。8月搬入において基準を超えるダイオキシン類が検出されたことに伴い、8月17日にセンターからごみ焼却施設の適正な維持管理の依頼があったため、23日に焼却炉を停止しました。

■対応：

原因を究明するため現在調査を実施中。結果を踏まえ再発防止に向けた修繕を実施。

■工場周辺への影響について

市環境清美工場は、ダイオキシン類の検査結果を大阪のセンターへ提出しておりましたが、これまですべてその基準を満たしていました。

工場では煙突から排出されるガスを清浄化し、水蒸気として排出しており、煙突から基準を超えたダイオキシン類が排出されることはありません。

現在進めている調査の結果を基に再発防止に向けた修繕を実施し、再稼働する予定です。今後も適正な維持管理を徹底することで改めて市民の皆様が安心して生活が送れるよう努めてまいります。